

第10期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

主要な営業所及び工場

使用人の状況

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

連 結 持 分 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2024年4月1日～2025年3月31日)

プレミアグループ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区
支店	大阪府大阪市
支店	神奈川県横浜市

② 子会社

プレミア株式会社	本社（東京都港区）、大阪本部（大阪府大阪市）、関東中央本部（埼玉県さいたま市）、札幌オフィス（北海道札幌市）、晴海オフィス（東京都中央区）、西関東オフィス（神奈川県横浜市）、名古屋オフィス（愛知県名古屋市）、千里中央オフィス（大阪府豊中市）、福岡オフィス（福岡県福岡市）ほか5支店、3ビジネスサイト
プレミアワランティサービス株式会社	本社（東京都港区）ほか4拠点
プレミアモビリティサービス株式会社	本社（東京都港区）ほか3拠点
カープレミア株式会社	本社（東京都港区）
中央債権回収株式会社	本社（東京都中央区）ほか3拠点
プレミアオートパーツ株式会社	本社（東京都港区）
Premium Service (Thailand)Co., Ltd.	本社（Bangkok, Thailand）ほか整備工場2拠点
P L S 株式会社	本社（東京都港区）
プレミアソフトプランナー株式会社	本社（千葉県千葉市）ほか10拠点
P A S 株式会社	本社（東京都港区）ほか整備工場1拠点
株式会社 V A L U E	本社（埼玉県さいたま市）
Premium Asset Management(Thailand) Co., Ltd.	本社（Bangkok, Thailand）

(注) プレミアシステムサービス株式会社は2025年2月28日付で清算終了しております。

使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	前連結会計年度末比増減	
ファイナンス事業	378 (59) 名	38 (2) 名増
故障保証事業	119 (10) 名	△44 (△3) 名増
オートモビリティサービス事業	187 (17) 名	53 (3) 名増
その他事業	9 (0) 名	△7 (△4) 名増
その他管理部門	121 (12) 名	34 (3) 名増
合計	814 (98) 名	74 (1) 名増

(注) パート及び嘱託社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121 (12) 名	34 (3) 名増	37.2歳	6.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は当社グループでの勤続年数を引き継いで算出しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度の末日における当社役員の新株予約権の保有状況

該当事項はありません。

- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ④ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として1ヵ月に1回定時取締役会を実施し、必要に応じて随時に取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、社外取締役を含む取締役会の構成員により代表取締役の職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。
 - b. コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス上の課題・問題把握に努め、当社及び当社の子会社等（以下「当社グループ」という。）のコンプライアンス体制を推進しております。また、コンプライアンス担当役員は、当社グループの行動基準等の周知徹底、コンプライアンスへの意識・関心の向上及び正しい知識の付与並びに取締役及び使用人の倫理意識を高めることを目的に、社内においてコンプライアンス研修を実施しております。
 - c. 内部監査部門は取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。
 - d. 監査役は、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。
 - e. 当社グループは、取締役及び使用人が法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実について直接通報をすることができる手段として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を運用しております。
 - f. 当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力に対して、一切の関係遮断を図るため、「反社会的勢力排除についての基本方針」を定め、「反社会的勢力排除に係る規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、専門部署を設置する等、適切な管理体制を構築しております。
 - g. 当社グループは、財務報告の適正性確保のため、「財務報告に係る内部統制規程」及び「重要情報等開示規程」を定め、財務情報及び非財務情報を適切に開示する体制を構築しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下、「文書等」という。）に記載又は記録し、「文書管理規程」に基づき経営上重要な機密文書として保存し、管理しております。
 - b. 前項の文書等について、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態に管理しております。
- ③ 当社及び当社の子会社等（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 取締役会は、「リスク管理委員会」等を通じて、当社グループのリスクマネジメントに関わる報告を定期的に受け、適切なリスク管理をいたします。
 - b. 当社グループの経営目標達成の阻害要因となるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、「リスク管理規程」に基づき、取締役会の決議によりリスク管理担当役員を定め、リスク管理委員会を設置し、リスクの軽減及び損失の危険発生の未然防止等に積極的に取り組むものいたします。
 - c. 前項のリスクが顕在化した場合には、「突発的危機対応規程」に基づき、コーポレート統括部門が直ちに危機対応方針を定め、事実関係の調査、危機への対処、再発防止策の策定及び実施を行います。また、特に重大なリスクが顕在化した場面においては、代表取締役が対策委員会の設置を行うなど、弁護士等の社外専門家の助言を受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限にする体制を構築いたします。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程等に基づき、その責任者及び権限等を定め、効率的かつ円滑な職務の執行が行われる体制を構築いたします。
 - b. 適切かつ迅速な意思決定を可能とするために情報システムを整備いたします。
 - c. 原則として1ヵ月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時に取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行います。これにより、その担当職務の効率化を図り、全社的な業

務の効率化を図ります。

- d. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘いたします。
- e. 中期経営計画及び各年度予算を策定し、代表取締役以下の取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会においてその進捗、実績報告を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、「関係会社管理規程」を制定し、当該規程に基づいて子会社等の経営管理全般を所管する部門を設置し、子会社等の事業運営に関する重要な事項について子会社等から報告を受け、協議を行い、子会社等の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に係る指導及び支援を行います。
- b. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社等の事業運営、リスク管理、コンプライアンス等の経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への附議を行うものとし、業務の適正性及び効率性を確保する体制を構築いたします。
- c. 当社の内部監査部門は、子会社等の業務の適正性について監査を行い、法令・定款違反行為を未然に防止いたします。
- d. 当社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、往査を含めた子会社の監査を行います。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役が必要とした場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任いたします。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役が同意権を持つものとし、取締役と監査役が意見交換を行い決定いたします。
- c. 監査役から監査役の職務を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役の指揮命令を受けないものいたします。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものいたします。また、前述に関わらず当社の監査役は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものいたします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものいたします。
 - b. 当社の監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができるものいたします。
 - c. 重要な決裁書類は、当社の監査役の閲覧に供するものいたします。
 - d. 当社グループの子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他当社の子会社の取締役、監査役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものいたします。また、前述に関わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものいたします。なお、「内部通報規程」に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものいたします。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 当社の監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席いたします。
 - b. 当社の監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施いたします。
 - c. 当社の監査役は、原則として1ヵ月に1回開催する定時監査役会に出席するほか、必要に応じて随時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
 - d. 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査部門

のほか、監査法人及び弁護士等の社外専門家を活用することができるものといえます。

- e. 監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請し、監査が効率的に行われる体制を構築いたします。
- f. 監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合には、当社はこれに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社グループ業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

当該事業年度は、取締役会を19回開催し、取締役と監査役の出席のもと、取締役の職務執行を監督したほか、決裁基準に基づく個別議案の決議、経営上の重要事項に係る議論を実施いたしました。

また、「関係会社管理規程」に基づき子会社から必要事項の報告を受け、当社グループの経営上の重要事項について、当社の取締役会において議論及び決議を実施いたしました。

② コンプライアンスに関する事項

コンプライアンスに関する知識や意識向上のため、「コンプライアンス規程」に基づき、社外役員を含めた全役職員が法令及び社内規程等、法令遵守に必要な知識等を習得できるよう、コンプライアンス研修を継続して実施しております。

また、当社グループのコンプライアンス違反行為について役職員が直接通報を行える内部通報制度を整備し、運用しております。

③ リスクマネジメントに関する事項

当該事業年度においては、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を5回開催し、リスクマネジメントプログラムの更新やサステナビリティに関する取り組み状況の確認等、当社グループの重点リスクについて協議を実施いたしました。

リスク管理委員会の下部組織として、2024年7月に情報セキュリティ分科会を発足し、更なるサイバーセキュリティリスク対策の充実を目指し議論を実施しております。

また、グループ会社の増加や事業多角化に適う危機管理・対応体制整備のため、「突発的危機対応規程」に基づく危機判断基準、危機対応部門及び対応フロー等の更新・周知を継続して実施しております。

④ 監査体制に関する事項

当該事業年度は、当社グループの各管理・企画・営業・事務部門、営業所等に対し、業務執行の適正性や法令等の適合性に関する内部監査を77回実施しております。

また、当社の常勤監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席し、適宜発言を行っております。このほか、重要な契約書及び稟議申請等の閲覧を通じて、常勤監査役が当社グループの業務の適正性について、適宜確認を行っております。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					新株 予約権	持分法 による その他の 包括利益
当連結会計年度期首残高	1,700	1,534	14,626	△3,109	195	357
当期包括利益						
当期利益	-	-	4,651	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	-	104
当期包括利益合計	-	-	4,651	-	-	104
所有者との取引額等						
新株の発行	-	7	-	-	△2	-
自己株式の取得	-	-	-	△0	-	-
配当金	-	-	△1,328	-	-	-
連結子会社の清算 による増減	-	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	-	43	-	63	79	-
所有者との取引額等合計	-	51	△1,328	63	78	-
当連結会計年度末残高	1,700	1,585	17,949	△3,046	273	462

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			非 支 配 持 分	資 本 合 計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素		親会社の所有者に 帰属する持分合計		
	在外営業活動体の 換算差額	その他の資本の 構成要素合計			
当連結会計年度期首残高	7	559	15,310	40	15,351
当 期 包 括 利 益					
当 期 利 益	-	-	4,651	△3	4,648
そ の 他 の 包 括 利 益	△7	97	97	6	103
当 期 包 括 利 益 合 計	△7	97	4,749	2	4,751
所 有 者 と の 取 引 額 等					
新 株 の 発 行	-	△2	6	-	6
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△0	-	△0
配 当 金	-	-	△1,328	-	△1,328
連 結 子 会 社 の 清 算 に よ る 増 減	-	-	-	△17	△17
株式に基づく報酬取引	-	79	186	-	186
所有者との取引額等合計	-	78	△1,136	△17	△1,153
当連結会計年度末残高	0	734	18,923	26	18,948

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下IFRS）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結子会社の数及び名称

連結子会社の状況

・連結子会社の数	18社（この他、債権流動化を目的とした信託3件）
・主要な連結子会社の名称	プレミアム株式会社 プレミアムワランティサービス株式会社 プレミアムモビリティサービス株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用関連会社等の数	5社
・主要な持分法適用関連会社等の名称	Eastern Commercial Leasing p.l.c.

4. 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている新設又は改訂が行われた主な基準書及び解釈指針のうち、当連結会計年度において適用していないものは次のとおりであり、適用による連結財務諸表への影響は検討中であります。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS 第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示に関する改訂

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は従来のIAS第1号「財務諸表の表示」の内容を置き換えるものであります。

Ⅱ 重要性がある会計方針に係る事項に関する注記

金融商品

1. 認識

当社グループは、金融資産及び金融負債について、金融商品の契約条項の当事者となる時点で認識しております。

2. 分類・測定

(a) 非デリバティブ金融資産

当社グループで保有する非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりです。

また、立替金は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、金融資産の取得に直接起因する取引コストも含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。実効金利法による利息収益及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関する取引コストは、発生時に純損益で認識し、当初認識額に含めておりません。当初認識後、公正価値で測定し事後的な変動は純損益で認識しております。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループで保有する非デリバティブ金融負債は、金融保証契約を除き、すべて償却原価で測定する金融負債に分類されます。当社グループは非デリバティブ金融負債を公正価値（金融資産の取得に直接起因する取引コストを控除後）で当初認識しております。金融保証契約を除く非デリバティブ金融負債については、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

また、預り金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

(c) 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当該負債は当初認識後、IFRS第9号「金融商品」に従って算出された貸倒引当金の金額と当初認識後から、該当があれば、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識した収益の累計額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されております。

(d) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、デリバティブ金融負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債にそれぞれ分類しております。デリバティブは、デリバティブ取引が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。

3. 金融資産及び金融負債の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

4. 償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、四半期末及び期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品について報告後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヵ月の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

契約上の支払期日より30日超の経過があった場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。

信用リスクの著しい増大があった場合及び組成又は購入した信用減損金融資産には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じうる債権不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと判断しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

また、一定の日数が経過した延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。当社グループの金融資産の「債務不履行」の定義は、信用減損の定義に一致し、また社内リスク管理目的に使用されるものとも一致しております。

予想信用損失は、集合ベースで、格付及び損失測定期間に対応するデフォルト確率（以下、「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下、「LGD」という。）及び債権額をインプットとする見積技法により測定しております。PD及びLGDは、過去の信用損失発生の実績率を基礎とし、その直近における変化、及び将来予想的な情報を勘案して決定しております。

また、金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- ・ 不安定な国際情勢の変動に伴う物価などの上昇や金利環境の変化がもたらす景気後退などの懸念が広がっており、依然として不透明な状況が続いておりますが、当連結会計年度における延滞や貸倒れの発生状況等の分析を行った結果、予想信用損失の悪化を示す事象は年度を通じて発生していないことから、当連結会計年度末において追加的な調整は不要と判断しております。

上記のように、予想信用損失の見積りは、PD、LGDの予測や、割引率等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、減損損失額に重要な変動を与えるリスクがあります。

貸倒引当金の当初測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、連結決算日現在で認識が要求される貸倒引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入）の金額を、減損利得又は減損損失として純損益に認識しております。なお、購入又は組成した信用減損金融資産に係る全期間の予想信用損失の有利な変動が存在し、当初認識時の見積キャッシュ・フローに含まれていた貸倒引当金の金額を上回る場合、減損利得として認識しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は、一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接償却しております。

保険資産

当社グループは、クレジット事業（立替払方式・提携ローン方式）及びオートリース事業における貸倒リスクをヘッジするため、複数の損害保険会社と取引信用保険及び保証期間型信用保険を締結し、信用補充を行っております。当該信用保険は、当社グループが顧客とクレジット契約及びリース契約を締結した時点から効力を発生し、信用保険の期間中に当該契約から生じるすべての金融資産、又は提携ローン取引に関する偶発債務が保険の対象となっております。

以上のことから、当社グループは、当該契約から生じると予想される貸倒損失に対して、信用保険によって補填されることがほぼ確実と見込まれる金額については、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い補填に係る資産として計上しております。当該補填に係る資産は連結財政状態計算書「保険資産」として計上するとともに、貸倒リスクをヘッジの効果として、同額を連結損益計算書上の営業収益「金融資産の減損利得」に計上しております。また、保険資産の金額を超えて保険金が入金された場合の差額は、営業収益の「保険履行収益」として計上しております。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、主として定額法により耐用年数にわたって認識されます。

主要な有形固定資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物附属設備 8～20年
- ・器具備品 4～8年
- ・使用権資産 1～5年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

処分時又は、継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産項目の認識を中止します。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、売却収入と帳簿価額との間の差額として算定され、純損益で認識されます。

のれん及び無形資産

1. のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位（又は、資金生成単位のグループ）に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年同時期に減損テストを行っております。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を、まず当該資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の割合割合で各資産に配分します。のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻し入れません。

2. 無形資産

無形資産の測定には、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されます。償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上されます。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 5～10年
- ・ 契約関連資産 7～20年

見積耐用年数及び償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示されます。

処分時点、又は使用（又は処分）による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、無形資産の認識を中止します。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分収入と資産の帳簿価額との間の差額として算定され、認識の中止時点で純損益に認識されます。

リース

(借手側)

IFRS第16号「リース」において、リースは「資産（原資産）を使用する権利を、一定期間にわたり、対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義され、下記のステップに基づいて、契約リースを含むか含まないかを判定することが求められています。

ステップ1： 資産は特定されているか。

ステップ2： 借手は使用期間にわたって資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。

ステップ3： 借手は使用期間にわたって資産の使用を指図する権利を有しているか。

リースは、リース開始日において、リース負債及び使用権資産を認識しております。

①リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料総額をリースの計算利率率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利率率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利率率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しております。

②使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、対応する原資産が自社所有であった場合に表示される連結財政状態計算書上の表示項目に含めて表示しております。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、それ以外の場合にはリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。なお、リース期間の見積りに当たっては、契約上のリース期間を用いており、行使することが合理的に確実な延長オプションについては、該当がないため含めておりません。

(貸手側)

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリースをファイナンス・リースに分類しております。ファイナンス・リースは、リース投資未回収総額をリースの計算利率で割り引いた正味リース投資未回収額を金融債権に含めて連結財政状態計算書に計上しております。

リース料収入は、正味リース投資未回収額およびリースの計算利率に基づいて算定した金額を営業収益に含めて連結損益計算書に計上しております。なお、オペレーティング・リースに分類しているリースはありません。

非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日ごとに、有形固定資産（使用権資産を含む）及び無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、当該資産の帳簿価額をレビューしております。減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っております。個別資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積ります。合理的かつ首尾一貫した基礎で配分できる場合には、全社資産も個々の資金生成単位に配分され、そうでない場合には、これらは合理的で首尾一貫した配分基礎を識別し得る最小の資金生成単位に配分されます。

持分法適用会社に対する投資については、減損しているという客観的な証拠がある場合に減損テストを実施しております。

耐用年数が確定できない無形資産及びのれんについては、毎年同時期に減損テストを実施しております。

上記の減損テストにおいて回収可能価額は、主として使用価値に基づき算定しております。使用価値は、各資金生成単位グループの将来営業キャッシュ・フローの見積額を税引前割引率を用いて割り引くことにより算定しております。

将来営業キャッシュ・フローは、経営陣が承認した事業計画等を基礎として算定しております。計画期間以降については、将来の不確実性を考慮し、成長率を0%として推定しております。この成長率は市場の長期平均成長率を超過していません。

割引率については、各資金生成単位グループごとにリスク・プレミアムを織り込んだ加重平均資本コスト等を使用しております。

資産（又は資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、回収可能価額まで減額されております。

減損損失を事後に戻し入れる場合、当該資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、当該資産（又は資金生成単位）について、過年度において減損損失が認識されなかったとした場合の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しております。

引当金

資産除去債務

賃借事務所の建物附属設備等に対する原状回復義務に備え、類似物件の実績額及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。計算に用いる割引率はリスクフリーレートを使用しております。

将来において経済的便益の流出が予想される時期は、主に各連結会計年度末日より1年を経過した後の時期であります。

従業員給付

1. 確定拠出年金制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

2. 短期従業員給付

短期従業員給付に関して認識する負債は、関連する勤務と交換に支払うと見込まれる給付の割引かない金額で測定しております。

収益

当社グループは、「ファイナンス事業」、「故障保証事業」、「オートモビリティサービス事業」の3つの報告セグメントに分割しております。セグメントごとの主な収益の認識基準は次のとおりであります。

(a) ファイナンス事業

① 提携ローン方式

提携金融機関が行っている融資に関して、当社グループが債務を保証することに伴う手数料であり、IFRS第9号「金融商品」に基づき収益を認識しております。

② 立替払方式

当社グループが顧客に金銭を貸し付けることに伴う手数料であり、IFRS第9号「金融商品」に基づき実効金利法にて収益を認識しております。

③ 事務手数料

上記のクレジットサービスのうち、自動車の所有権留保にかかる事務手数料や早期完済に係る事務手数料等について、事務手続実施時に履行義務が充足されることから、その時点において収益を認識しております。

(b)故障保証事業

故障保証

IFRS第17号「保険契約」に基づき、保証期間に対応する保証料として契約時に一括で収受した額を故障保証前受収益として負債に繰り延べるとともに、保証期間の経過に伴い収益に計上しております。

(c)オートモビリティサービス事業

①車両卸販売

ファイナンス事業で発生した引揚車両を主にオートオークションで販売する車両卸販売について、顧客との取引が成立した時点で履行義務が充足されることから、その時点において収益を認識しております。

②部品販売

自動車の中古部品販売について、部品を顧客へ引き渡した時点で履行義務が充足されることから、その時点において収益を認識しております。

③ソフトウェア販売

整備工場向けの業務ソフトウェアの販売について、ソフトウェアを顧客へ引き渡した時点において収益を認識しております。ソフトウェアの整備、アップデートサービスの提供については、契約期間にわたって履行義務が充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、製品の割賦販売の対価の回収については、契約期間が1年以上にわたることから、重大な金融要素を含んでおり貨幣の時間価値を調整しております。

④オートリース

IFRS第16号「リース」に基づいて収益を計上しております。

なお、当社グループが製造業者または販売業者としてファイナンス・リースの貸手となる場合における当初販売損益については、リース開始日に収益を認識しております。

⑤会員制ネットワーク事業

自動車販売事業や整備事業向けの有料会員組織の運営をおこなっており、会員には会員限定ファイナンスサービスや経営・集客支援等のサービスを提供しております。有料会員組織カープレミアクラブにおける会費収入について、契約期間にわたって履行義務が充足されることから、一定期間にわたって収益を認識しております。

上記のうち、IFRS第9号に基づく利息及び信用保証収益、IFRS第17号に基づく故障保証収益、IFRS第16号に基づくリース料収入等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

取引価格については、上記ソフトウェア販売を除き、顧客への履行義務の充足と顧客による支払の期間がいずれも短期であり重大な金融要素の影響は含まれていないため、貨幣の時間価値を調整しておりません。なお、重要な返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務はありません。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ 表示方法の変更

該当事項はありません。

V 重要な会計上の見積りに関する注記

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価

当社グループが計上するのれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、毎年同時期に減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。当該算定に当たっては、当社グループの経営者による事業環境や市場環境を考慮し策定した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを使用しており、その主要な仮定は取扱高等になります。前提とした状況が変化すれば、回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、12ヵ月又は全期間の予想信用損失を見積っております。

予想信用損失の見積りは、債務不履行の可能性、発生損失額に関する将来予測や、割引率等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、実際の損失が予想信用損失より過大又は過少になる可能性を、当社グループ経営者が判断しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

保険資産の計上

当社グループは、クレジット事業（立替払方式・提携ローン方式）及びオートリース事業における貸倒リスクをヘッジするため、複数の損害保険会社と取引信用保険及び保証機関型信用保険を締結し、信用補完を行っております。

貸倒れの発生見込期間にわたり保険契約を有効に維持すると現在の当社グループの方針に基づき、以下の要素から同信用保険によって補填を受けることがほぼ確実と見込まれる金額を保険資産として計上しております。なお、中期経営計画において、将来の貸倒れと保険契約に基づく保険料の支払いを計画上織り込み、貸倒れを補填するための保険金の支払限度額が維持される計画としております。

- ・信用リスクの低い保険会社と保険契約を締結していること
- ・保険金が全て請求通り支払われていること
- ・将来予想信用損失が適切に見積られており、これらをカバーするのに十分な保険枠が設定されていること

これらの見積り及び仮定は、損害保険会社のスタンス及び契約内容の変更により保険資産の補填に影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

持分法投資会社の評価

関連会社又は共同支配企業に対する純投資が減損しているという客観的な証拠がある場合には、減損テストを実施しております。純投資の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうちいずれが高い方の金額としております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値を割り出して算出しております。使用価値算定において使用した割引算定モデルの選択及び評価モデルへのインプット項目について、市場において観測された過去データ及び経営者による事業戦略の方針を前提としており、前提とした状況が変化すれば使用価値の算定結果が著しく異なる結果があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しております。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、将来減算一時差異及び未使用の繰越欠損金について認識しております。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社グループの経営者による主観的な判断や仮定を前提としております。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

収益の認識

金融資産からの利息収益は、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、収益の金額を信頼性をもって測定できる場合に認識されます。利息収益は、元本残高、及び金融資産の予想残存期間にわたる見積将来キャッシュ・フロー受取額を当初認識時の資産の正味帳簿価額まで正確に割り引く実効金利を参照して、実効金利法により発生時に認識しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、収益の認識の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

Ⅵ 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

金融債権	35,986百万円
------	-----------

(2) 担保に係る債務

借入金	36,872百万円
-----	-----------

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

金融債権	7,214百万円
------	----------

3. 固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	2,160百万円
--------	----------

無形資産	2,892百万円
------	----------

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約及びコミットメントライン契約並びにシンジケーション方式によるコミットメントラインを締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及びコミットメントライン契約の総額	9,000百万円
--------------------------	----------

借入未実行残高	500百万円
---------	--------

差引額	8,500百万円
-----	----------

5. 保証債務

ローン保証に対する保証債務	655,320百万円
---------------	------------

関連会社の長期借入金に対する保証債務	2,640百万円
--------------------	----------

6. その他の金融負債（主要な内訳）

買掛金	1,145百万円
-----	----------

未払金	12,155百万円
-----	-----------

Ⅶ 連結損益計算書に関する注記

1. 営業収益（主要な内訳）

信用保証収益	14,712百万円
--------	-----------

利息収益	2,007百万円
------	----------

リース料収入	941百万円
--------	--------

故障保証収益	6,889百万円
--------	----------

オートモビリティ関連売上	6,423百万円
--------------	----------

2. 営業費用（主要な内訳）
- | | |
|--------------|----------|
| 支払利息 | 497百万円 |
| 故障保証原価 | 3,819百万円 |
| オートモビリティ関連原価 | 3,657百万円 |
| 支払保証料 | 3,947百万円 |
| 金融資産の減損損失 | 225百万円 |
| 従業員給付費用 | 6,629百万円 |
3. 持分法による投資損益
- | | |
|---------------|-------|
| 持分法投資先の期間損益取込 | 22百万円 |
|---------------|-------|

Ⅷ 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 40,540,170株 |
| うち自己株式 | 2,509,334株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度における配当の支払いは下記のとおりであります。

決 議 日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	568	15.00	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年11月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	759	20.00	2024年9月30日	2024年12月5日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	761	20.00	2025年3月31日	2025年6月11日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 13,200株 |
|------|---------|

Ⅸ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主な事業サービスとして、「ファイナンス事業」「故障保証事業」及び「オートモビリティサービス事業」を行っております。これらの事業を行うため、借入金のほか債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に個人に対するクレジット事業の割賦売掛金及びオートリース事業のリース投資資産であり、顧客の債務不履行や加盟店の倒産などによる信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、クレジットポリシー及び当社グループの信用リスクに関する諸規程を整備し、これらに従って、個別契約単位での割賦売掛金及びリース投資資産に対する与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理の対応など、総合的な与信管理に関する体制を構築、整備し運営しております。

これらの与信管理に関する体制は、信用リスク管理統括部門が統括しており、その運用の状況についてはグループ執行役員会議等へ定期的な報告等を行っております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(1) 金融商品の分類

金融資産及び金融負債の分類は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

金融資産	
償却原価で測定する金融資産	
現金及び現金同等物	17,159
金融債権	74,719
その他の金融資産 (デリバティブ資産、投資有価証券を除く)	7,949
立替金	17,898
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	
投資有価証券	397
デリバティブ資産	20
合計	118,141
金融負債	
償却原価で測定する金融負債	
借入金	51,188
その他の金融負債	16,686
預り金	3,446
金融保証契約	81,245
合計	152,564

(2) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

なお、公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりであります。

レベル1 - 同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル2 - 資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値

レベル3 - 資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

当社グループは、資産及び負債のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日で認識しております。

当社グループにおいて、経常的に公正価値測定を行う金融商品は投資有価証券、デリバティブ資産、デリバティブ負債のみであります。

a. 償却原価で測定する金融資産、金融負債

満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額は公正価値に近似しております。

また、満期までの期間が長期であるものは、取引先又は当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

b. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、金融負債

(i) 投資有価証券

投資有価証券の主な内訳である転換社債型新株予約権付社債の公正価値は、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により測定しております。

(ii) デリバティブ資産、デリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債については、インプットの内容に応じてレベルを分類しております。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値は、観察可能な市場データに基づいて評価されております。

c. 金融保証契約

取引先又は当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積もっており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(経常的に公正価値測定を行わない金融資産及び金融負債のレベル別分類)

	科目
レベル 1 :	－
レベル 2 :	その他の金融資産、立替金、借入金、その他の金融負債、 預り金
レベル 3 :	金融債権、金融保証契約

(注) その他の金融資産及びその他の金融負債に含まれる純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、金融負債は含めておりません。

(3) 帳簿価額及び公正価値

金融資産及び金融負債の公正価値は連結財政状態計算書における帳簿価額に近似しているため記載を省略しております。

(4) 公正価値で測定される金融商品

連結財政状態計算書上、公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
投資有価証券	－	－	397	397
デリバティブ資産	－	20	－	20

(5) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

①レベル3に分類した金融商品の評価プロセス

レベル3に分類される資産、負債については、経理部門により承認された評価方針及び手続に従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。

②レベル3に分類した金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類した金融商品の期首残高から期末残高までの変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	468
利得及び損失合計	
純損益（注）	△4
取得	29
売却	△96
期末残高	397
純損益に含まれる期末保有の資産 及び負債の未実現損益（注）	△4

（注）純損益は、連結損益計算書の「その他の金融収益」及び「その他の金融費用」に含まれております。

観察可能ではないインプットのうち主なものは、割引率であります。観察可能ではないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に、重要な公正価値の変動は見込まれておりません。

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される資産の公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）します。

X 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	顧客との契約から 認識した収益	その他の源泉から 認識した収益	合計
ファイナンス事業	2,847	17,305	20,151
故障保証事業	88	6,898	6,986
オートモビリティ サービス事業	7,757	1,497	9,254
その他及び全社	13	4	17
合計	10,705	25,704	36,409

※オートモビリティサービス事業の一定期間で認識している収益は、1,500百万円であります。

その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号に基づく利息及び信用保証収益、IFRS第17号に基づく故障保証収益及びIFRS第16号に基づくリース料収入等が含まれております。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首 (2024年4月1日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
契約負債	683	840

当社グループにおいて、契約負債として計上されているものは、主としてソフトウェア整備及びアップデートサービスの収益の繰延であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、277百万円であります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した収益のうち、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から生じたものはありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	279
1年超	561
合計	840

(注) 実務上の便法を適用しておりません。また、顧客との契約からの対価に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

XI 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 497円57銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 122円61銭 |

XII 重要な後発事象に関する注記

(資金の借入)

当社連結子会社のプレミア株式会社は、2025年4月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり資金の借入を実行しております。

借入先	資金使途	借入金額 (百万円)	借入金利	実行日	返済期限
株式会社 あおぞら 銀行	長期 運転資金	5,000	固定金利	2025 年 4月30日	2025年7月より3カ月 ごとに返済 最終返済日： 2028年11月30日
株式会社 みずほ 銀行	長期 運転資金	5,000	固定金利	2025 年 4月30日	2025年7月より3カ月 ごとに返済 最終返済日： 2028年11月30日
楽天銀行 株式会社	長期 運転資金	4,500	固定金利	2025 年 4月30日	2025年7月より3カ月 ごとに返済 最終返済日： 2028年11月30日
株式会社 三井住友 銀行	長期 運転資金	4,000	固定金利	2025 年 4月30日	2025年7月より3カ月 ごとに返済 最終返済日： 2028年11月30日

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								新 予 約	株 純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式 株 主 資 本 合 計	株 主 資 本 合 計		
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金	そ の 他 資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	1,680	477	1,136	1,613	5,517	5,517	△3,109	5,701	193	5,894
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
配 当 金	－	－	－	－	△1,328	△1,328	－	△1,328	－	△1,328
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	3	3	73	76	－	－	90	169	－	169
当 期 純 利 益	－	－	－	－	3,829	3,829	－	3,829	－	3,829
株主資本以外の項 目の当期変動額	－	－	－	－	－	－	－	－	79	79
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	3	3	73	76	2,502	2,502	90	2,671	79	2,750
当 期 末 残 高	1,683	480	1,209	1,690	8,019	8,019	△3,019	8,372	272	8,645

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法を採用しております。

車両運搬具については定率法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

・建物	22年
・車両運搬具	3年

無形固定資産

商標権については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

・商標権	10年
------	-----

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

Ⅱ 重要な会計上の見積りに関する注記

重要な会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 9,537百万円

上記には、被取得会社の超過収益力を反映し、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得した関係会社株式8,902百万円を含みます。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

上記の関係会社株式は、該当する場合は超過収益力を実質価額の評価に反映した上で、取得後、株式の実質価額が50%程度以上下落した場合には、実質価額が著しく低下したと判断し、著しい低下がある場合はおおむね5年以内の回復可能性を評価することにより、減損判定を実施しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、実質価額の著しい低下の有無とその回復可能性であります。実質価額の著しい低下の有無は、関係会社の直近の業況と事業計画等を比較することにより、超過収益力の毀損の兆候を示唆する状況があるか、また、実質価額が著しく低下している関係会社株式については、事業計画等によってその回復可能性が十分に裏付けられるかを踏まえて検討しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の業績変化等により、実質価額やその回復可能性が変化した場合、翌事業年度における減損判定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額
(貸借対照表に区分掲記しているものを除く)

短期金銭債権	528百万円
短期金銭債務	49百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|--|-------|
| | 12百万円 |
|--|-------|

3. 保証債務

子会社の長期借入金に対する債務保証	1,875百万円
子会社のローン保証に対する債務保証	330,027百万円

Ⅳ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	7,180百万円
営業費用	
出向負担金 (注)	△3,784百万円
地代家賃	287百万円
業務委託料	84百万円
その他立替経費 (注)	△163百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	45百万円
配当金	22百万円
支払利息	103百万円

(注) 関係会社からの出向負担金収入、立替経費の受取金は、営業費用の出向負担金、株式報酬費用、その他立替経費にてマイナス (△) 表示しております。

Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,509,334株
------	------------

Ⅵ 収益認識に関する注記

当社は関係会社からの経営指導料 (3,284百万円) を収益計上しております。経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	45百万円
株式報酬費用	109百万円
その他	18百万円

繰延税金資産小計	172百万円
----------	--------

評価性引当額	△124百万円
--------	---------

繰延税金資産合計	48百万円
----------	-------

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	プ レ ミ ア 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	経営指導 出向契約 資金の貸付 資金の返済 債務被保証 債務保証	経営指導料 (注) 1	2,938	未収入金	232
				出向負担金の 受取 (注) 2	2,454	未収入金	149
				資金の貸付 (注) 3	3,900	関係会社 長期貸付金	3,900
				資金の返済 (注) 3	900	関係会社 長期借入金	－
				当社銀行借入 に対する 債務被保証 (注) 4	500	－	－
				同社銀行借入 に対する 債務保証 (注) 5	1,875	－	－
				同社ローン 保証に対する 債務保証 (注) 6	330,027	－	－
子会社	プレミアシステム サービス株式会社	所有 直接 67.0%	配当金の受取	配当の受取 (注) 7	22	－	－
子会社	プ レ ミ ア ワ ラ ン テ イ サ ー ビ ス 会 社	所有 直接 100.0%	出向契約 資金の借入 利息の支払	出向負担金の 受取 (注) 2	683	未収入金	42
				資金の借入 (注) 3	1,590	関係会社 長期借入金	7,420
				利息の支払 (注) 3	94	未払利息	－
子会社	株 式 会 社 V A L U E	所有 直接 100.0%	資金の貸付 利息の受取	資金の貸付 (注) 3	－	関係会社 長期貸付金	540
				利息の受取 (注) 3	7	未収利息	－

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	プレミアイ モビリティ サービス 株式会 社	所有 直接 100.0%	出向契約 資金の貸付 利息の受取	出向負担金の 受取 (注) 2	623	未収入金	39
				資金の貸付 (注) 3	455	関係会社 長期貸付金	1,755
				利息の受取 (注) 3	22	未収利息	－
子会社	中央債権回収 株式会 社	所有 間接 100.0%	債務被保証	当社銀行借入 に対する 債務被保証 (注) 4	193	－	－
子会社	A M D 1 号 ファンド 株式会 社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 利息の受取	資金の貸付 (注) 3	69	関係会社 長期貸付金	551
				利息の受取 (注) 3	8	未収利息	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
2. 出向負担金は、契約に基づいて決定しております。
3. 貸付利息、借入利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 当社は、銀行借入に対して子会社より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 子会社の銀行借入に対して債務保証を行っております。
6. 子会社のローン保証に対して債務保証を行っております。
7. 子会社の解散に伴う清算配当であります。なお、プレミアムシステムサービス株式会社は当事業年度にて清算終了しております。

Ⅸ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 227円31銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 100円93銭 |

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。